

佐賀県告示第 380 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 27 年 8 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

嬉野市

2 都市計画事業の種類及び名称

嬉野都市計画下水道事業 嬉野市公共下水道

3 事業施行期間

平成 12 年 7 月 31 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 12 年佐賀県告示第 469 号、平成 16 年佐賀県告示第 717 号、平成 19 年佐賀県告示第 335 号、平成 22 年佐賀県告示第 448 号、平成 25 年佐賀県告示第 368 号及び平成 26 年佐賀県告示第 404 号の事業地のうち、嬉野市嬉野町大字下宿甲下宿字三本杉、字四本杉及び字五本杉地内における事業地を変更する。